

令和6年度 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

所定疾患施設療養費について（月1回・連続する10日限度 480単位/日）

①対象疾患

肺炎
 尿路感染症
 带状疱疹
 蜂窩織炎
 慢性心不全の増悪

②上記疾患に該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。

③診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載していること。

④所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

⑤当該介護保険サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査、尿検査、酸素吸入、血中濃度の測定など診療結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）
尿路感染症	血液検査、血液検査などの診察結果を基に抗生剤（内服、点滴注射）酸素吸入
带状疱疹	診察結果を基に内服、抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療
蜂窩織炎	診察結果を基に抗生剤（内服、点滴注射など）適宜必要な治療
慢性心不全の増悪	診察結果を基に酸素吸入、点滴注射等適時必要な治療

算定状況（令和6年4月1日より令和7年3月31日）

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数	2	2	2	2	3	4	1	1	3	5	2	2
	日数	13	7	14	9	16	24	2	7	14	23	6	14
尿路感染症	件数	3	5	3	2	3	2	5	7	1		2	
	日数	9	23	11	6	13	6	24	31	6		13	
带状疱疹	件数												
	日数												
蜂窩織炎	件数				1	1	2	1	1		1		1
	日数				8	7	7	5	5		4		8
慢性心不全の増悪	件数												
	日数												
合計	件数	5	7	5	5	7	8	7	9	4	6	4	3
	日数	22	30	25	23	36	37	31	43	20	27	19	22